

令和 2 年第 2 回与論町議会臨時会

会 議 録

令和 2 年 9 月 1 4 日

与 論 町 議 会

令和2年第2回与論町議会臨時会会議録

令和2年9月14日（月曜日）午前9時00分開会

1 議事日程（第1号）

第1 仮議席の指定

第2 議長の選挙

追加日程第1 議席の決定

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 会期の決定

追加日程第4 副議長の選挙

追加日程第5 常任委員の選任

追加日程第6 議会運営委員の選任

追加日程第7 沖永良部与論地区広域事務組合議会議員の選挙

追加日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度与論町一般会計補正予算（第6号））

追加日程第9 同意第10号 与論町監査委員の選任について

2 出席議員（10人）

1番 南 有 隆 君

2番 原 栄 徳 君

3番 林 敏 治 君

4番 林 隆 壽 君

5番 喜 山 康 三 君

6番 福 地 元一郎 君

7番 大 田 英 勝 君

8番 野 口 靖 夫 君

9番 沖 野 一 雄 君

10番 高 田 豊 繁 君

3 欠席議員（0人）

欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（17人）

町 長 山 元 宗 君

副 町 長 久 留 満 博 君

教 育 長 町 岡 光 弘 君

総務企画課長 沖 島 範 幸 君

会計管理者兼会計課長 大 角 周 治 君

税 務 課 長 武 東 真奈美 君

町民福祉課長 田 畑 文 成 君

環 境 課 長 白 尾 与志一 君

農業委員会事務長 久 野 泰 司 君

産業振興課長 山 下 哲 博 君

商工観光課長 松 村 靖 志 君

建 設 課 長 町 本 和 義 君

教育委員会事務局長 田 畑 博 徳 君

教育委員会生涯学習課長 朝 岡 芳 正 君

水 道 課 長 仁 禮 和 男 君

与論こども園長 富 士 川 智恵美 君

茶花こども園長 富 千加代 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川上嘉久君 書記 池田レミ君

したがって、ただいま指名しました高田豊繁君が議長に当選されました。

○臨時議長（喜山康三君） ただいま、議長に当選された高田豊繁君が議場におられます。
会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

○臨時議長（喜山康三君） 当選人の発言を求めます。高田豊繁君。

○議長（高田豊繁君） 議長に指名を受けましたので、一言御挨拶を申し上げます。史上最強クラスと言われた台風10号も恵みの雨を降らせ大きな被害もなく過ぎ、町民等しく安堵していることと思われます。さて、さきの与論町議会議員選挙におきましては8名の現、元職と2名の新人が当選され、特に新人議員の姿勢は力強い素晴らしいものがあり、今後一層活力のある議会活動が期待され大変喜ばしく思うところでございます。この度は、栄えある与論町議会第14代議長に選任をいただき、心から感謝を申し上げるとともに、その責任の重大さをひしひしと感じている次第でございます。

今後、私は議員各位のご理解とご支援を得ることを念頭に置き、円滑なる議会運営と議会のさらなる活性化に努めてまいり所存でございます。我が国の地方自治の本旨は議会と執行部が切磋琢磨して社会福祉をはじめとした住民生活の向上に努めていくという、いわゆる二元代表制にあると考えます。したがって、本町議会におきましても町長や執行部との中身の濃い論議を重ね、町民のための施策を実践していくことが重要であり、かつ、着実な成果を出すことが求められ、そのことが明日の与論町の発展につながるものと確信しております。もとより、県の最南端外海離島である本町は定期船の抜港問題をはじめとする社会交通基盤の整備拡充や先般のコロナ問題によります町内経済の早期復興対策等、多くの課題が山積しておりますが、今後、議会と執行部が連携して活力と魅力に溢れ、安全で住みやすい町づくりを進めていく事が町民の一致した願いであるとの認識に立ち、その負託に答えるべく皆さま方とともに頑張る所存でございますが、諸項の遂行にあたりましては、「万機公論に決すべし」と「和を以て貴しとすべし」とを心情として努めてまいりたいと思います。

どうぞ、今後とも議員の皆さま方の力強いご支援とご指導を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

令和2年9月14日高田豊繁。

（拍手）

○臨時議長（喜山康三君） 高田議長、議長席にお着き願います。

----- ○ -----

○議長（高田豊繁君） 本日のこれからの日程は、お手元に配りました追加議事日程のとおりです。

----- ○ -----

追加日程第1 議席の指定

○議長（高田豊繁君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、お手元に配りました議席表のとおり指定します。

----- ○ -----

追加日程第2 会議録署署名議員の指名

○議長（高田豊繁君） 日程第1、会議録署署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1 番南 有隆君、5 番喜山康三君を指名します。

----- ○ -----

追加日程第3 会期決定の件

○議長（高田豊繁君） 日程第3、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日に決定しました。

----- ○ -----

追加日程第4 副議長の選挙

○議長（高田豊繁君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

○議長（高田豊繁君） お諮りします。

指名の方法については、南 有隆君が指名することに決定しました。

○議長（高田豊繁君） 南 有隆君。

○1番（南 有隆君） 副議長に、沖野一雄君を指名します。

○議長（高田豊繁君） お諮りします。

ただいま、南 有隆君が指名しました沖野一雄君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、沖野一雄君が副議長に当選されました。

○議長（高田豊繁君） ただいま副議長に当選された沖野一雄君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

○議長（高田豊繁君） 当選人の発言を求めます。沖野一雄君。

○副議長（沖野一雄君） ただいま、当議会におきまして副議長に選任をたまわり、大変光栄に存じますとともに、皆さま方に対し心から熱く御礼を申し上げます。選任をたまわりました上は地方自治法第106条の定めに従って、高田豊繁議長をしっかりと補佐しながら、副議長として果たすべき責務を全力で遂行していく所存であります。

また、経験豊かな多くの先輩議員の皆さま方をはじめ、意気軒昂な新しい議員の皆さまにも是非お力とお知恵をいただきながら、二代表制の一翼を担う私たち議会活動の更なる活性化、ひいては我が与論町の発展に微力を尽くす決意であります。今後とも、皆さま方のなお一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。簡単ではございますが就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

令和2年9月14日与論町議会副議長、沖野一雄。ありがとうございました。

（拍手）

----- ○ -----

追加日程第5 常任委員の選任

○議長（高田豊繁君） 日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、林 敏治君、林 隆壽君、福地元一郎君、大田英勝君、高田豊繁君の5人を総務厚生文教常任委員に、南 有隆君、原 栄徳君、喜山康三君、野口靖夫君、沖野一雄君の5人を環境経済建設常任委員に、南 有隆君、原 栄徳君、林 隆壽君、喜山康三君、大田英勝君の5人を広報常任委員に、指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員は、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

これから各常任委員会の委員長、及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

----- ○ -----

休憩 午前9時17分

再開 午前9時18分

----- ○ -----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会の委員長及び、副委員長が、次のとおり決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

総務厚生文教常任委員長に林 隆壽君、同副委員長に林 敏治君、環境経済建設常任委員長に野口靖夫君、同副委員長に原 栄徳君、広報常任委員長に大田英勝君、同副委員長に南 有隆君。

以上のとおりでありますので、報告を終わります。

----- ○ -----

追加日程第6 議会運営委員の選任

○議長（高田豊繁君） 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、林 隆壽君、喜山康三君、大田英勝君、野口靖夫君、沖野一雄君の5人を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

これから委員長、副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

----- ○ -----

休憩 午前9時19分

再開 午前9時20分

----- ○ -----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

委員長に、野口靖夫君、副委員長に林 隆壽君。

以上のとおりでありますので、報告を終わります。

----- ○ -----

追加日程第7 沖永良部与論地区広域事務組合議会議員の選挙

○議長（高田豊繁君） 日程第7、沖永良部与論地区広域事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

沖永良部与論地区広域事務組合議会議員に、南 有隆君、喜山康三君、野口靖夫君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました南 有隆君、喜山康三君、野口靖夫君を、沖永良部広域事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました南 有隆君、喜山康三君、野口靖夫君が沖永良部与論地区広域事務組合議会議員に当選されました。

----- ○ -----

追加日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度与論町一般会計補正予算(第6号))

○議長（高田豊繁君） 日程第8、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて(令和2年度与論町一般会計補正予算(第6号))を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山 元宗君） 承認第6号、専決処分の承認を求めることについて(令和2年度与論町一般会計補正予算(第6号))について、提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策費を与論町一般会計補正予算第6号として専決処分いたしました。

歳入の主なものとしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億6638万9000円、学校施設環境改善交付金1911万1000円などを追加し、財政調整基金繰入金6135万8000円を減額しております。

次に歳出の主なものとしまして、商工観光業等緊急経済対策事業費9353万3000円、教育関連緊急経済対策事業費9233万5000円、農業緊急経済対策事業費2970万1000円などを追加しております。

歳入歳出予算にそれぞれ2億4329万4000円を追加し、一般会計予算総額55億1356万3000円となっております。

御審議され、承認していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

4番。

○4番（林 隆壽君） 新型コロナ対策に反対するものではございませんが、このような未曾有のこの災害に対して大変ご苦労された町がどういうことをしたのかということにつきまして、やはりこの町民への報告の意味においても別紙にてコロナ対策の具体的な説明資料を要求したいと思います。コロナ対策を実施した事業についての具体的な資料説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） はい、お答え致します。第1号補正から第6号補正までの内容について、定額給付金、それから34の事業を実施しておりますので、この事業についてコピーしてお渡ししたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 4番。

○4番（林 隆壽君） 別紙にてその資料をいただきたいという要求です。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） はい別紙にてお渡しいたします。

○議長（高田豊繁君） 3番。

○3番（林 敏治君） 10ページの島の魅力発見事業費の中のふるさと応援事業補助金の250万円、これの具体的な内容説明を求めます。あと一点。教育費の中の教育関連緊急経済対策事業費、9233万5000円、これの小学校空調換気設備設置事業5733万4000円の具体的な内容の説明を求めます。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） はい、ただいまの質問にお答えいたします。詳しい資料は持ってきておりませんけれども、大変申し訳ございません。ふるさと応援事業補助金というのは、補助金を観光協会の方にお渡ししましてですね、その、島外の方が与論町の商品を購入しまして、5,000円以上購入された方には与論島で使えるクーポン券をお渡しする事業を計画しております。以上です。

○議長（高田豊繁君） 田畑教育委員会事務局長。

- 教育委員会事務局長（田畑博徳君）** はいそれでは、教育関連緊急経済対策事業費について説明させていただきます。節の14の工事請負費5733万4000円でございますが、町立3小学校の空調換気設備設置工事費クーラー込みの工事費でございます、25教室分を予定しております。以上です。
- 議長（高田豊繁君）** 3番。
- 3番（林 敏治君）** これも具体的にあとをもってひとつ資料を提出していただきたいと思っています。以上です。
- 議長（高田豊繁君）** 田畑教育委員会事務局長。
- 教育委員会事務局長（田畑博徳君）** はい、対応させていただきます。
- 議長（高田豊繁君）** 松村商工観光課長。
- 商工観光課長（松村靖志君）** はい、対応したいと思います。
- 議長（高田豊繁君）** 9番。
- 9番（沖野一雄君）** 7ページの最初のほう、保健衛生費の一番下の方、国庫補助備品購入費のなかで、感染者移送緊急車両というのがありますけれども、中身を、どんな性能を持った車で、どんな時に使うのかというところをご説明いただきたいと思っています。一問一答でお願いします。
- 議長（高田豊繁君）** 田畑町民福祉課長。
- 町民福祉課長（田畑文成君）** 今年度皆様もご存じの通り、想定外の大きな感染拡大がありまして、大変お騒がせしたところですが、その中で、消防の方の本来持っている救急車につきましては、どうしてもコロナ対象で出動した場合に、後の消毒とかすごく時間がかかってしまうということもございまして、なるべく、その、高機能の救急車を使わないようにしたいという御意向があったものですから、町が所有している、大きめの、感染者の方を乗せられるような車を貸し付けてずっと使っていただきました。そのような中で、車自体が、ちょっと、老朽化してきているものですから、できれば、新しい車をですね、購入出来ればということで、ちょっと予算的にも厳しかったものですから、中古でもいいですから、せめてお願いできれば、ということで300万円ほどの車輛購入を入れさせていただきました。
- 議長（高田豊繁君）** 9番。
- 9番（沖野一雄君）** 本来の分遣所の救急車、そういったものでは対応がどうしても間に合わないということもあって、役場の方で特別にカバーをしていくという意味で購入されるということで、わかりました。理解いたしました。次に8ページ農業費の中の、下の方に出てきますけれども、園芸振興費の中で、町単独補助金として園芸関係対策補助金として1000万円減額になったということで計上されています。それと、下の方の農業緊急対策事業費として、例えば、花卉生産農家支援給付金とか、園芸関係経営対策支援補助金1000万円の増とかありますけれども、これは上の方の町単独補助金の園芸関係経営対策支援補助金1000万円の代わりということですかね、まったく別事業なのか、そのあたりの園芸関係の予算の増と減があるわけですがけれども、そのあたりちょっと、理解しやすいように説明を求めたいと思います。
- 議長（高田豊繁君）** 山下産業振興課長。
- 産業振興課長（山下哲博君）** はい、御報告いたします。町単独補助金の減額になってい

るものについては、5号補正で御説明して、町単独で事業を上げたところ、今回、地方創生臨時交付金で対応できるということで、組み替えをしてございます。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9番。

○9番（沖野一雄君） 理解をしました。地方創生関係の給付金に変えたということですね。はい、理解いたしました。次に最後の3点目。次のページ9ページですね。やはり下の方、商工観光関係の工事請負費ですけれども、感染者隔離利用関係者宿泊棟整備工事2300万円、それから町単で、同じく、工事の名称は一緒ですけれども、減で938万3000円これも予算の、当初、町単で予定していたのが国庫補助がついたということで切り替えだと思うんですけど、この中身を少し、この隔離宿泊棟というのは具体的な場所、あるいはその内容といったところを少し、理解できるような説明を求めたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） はい、ただいまの御質問にお答えいたします。町単独工事の938万3000円、こちらの感染者隔離宿泊棟というのは、大金久海岸のコテージでございます。こちらの町単独の感染者隔離利用者関係宿泊の938万3000円につきましては、6月の補正で予定を組んでいたんですけれども、浄化槽の設置とかも必要になってきまして、その組み替えで、コテージの方に浄化槽を別で設置するというのと、あと、長期滞在をしてもらうというのも考えないといけないな、ということでクーラーを設置しています。また、ユニットバス、テレビ等長期滞在に向けて宿泊できるように、というふうに計画しております。以上でございます。

○議長（高田豊繁君） 9番。

○9番（沖野一雄君） 今説明を受けて理解はできました。是非これ観光関係の施設ですので、今コロナは収束している状態ですので、コロナの収束中はこういった宿泊棟は使わないかもしれませんが、日頃コロナが収束している段階で、観光客の皆様方がしっかり利用していただけるように、最大限に活用していただきたいと思います。私の方からは以上です。

○議長（高田豊繁君） 9番からは質問ではないようでございますので。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

承認第6号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度与論町一般会計補正予算（第6号））を採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて(令和2年度与論町一般会計補正予算(第6号))は、承認することに決定しました。

----- ○ -----

追加日程第9 同意第10号 与論町監査委員の選任について

○議長（高田豊繁君） 日程第9、同意第10号、与論町監査委員の選任について同意を求める件を議題とします

地方自治法第117条の規定によって、沖野一雄君の退場を求めます。

○議長（高田豊繁君） 本件について、提出者の説明を求めます。町長。

○町長（山 元宗君） 同意第10号、与論町監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により、与論町大字那間3451番地2、沖野一雄氏を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

御審議され、同意していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とします。

○議長（高田豊繁君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第10号は会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第10号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

したがって、同意第10号、与論町監査委員の選任について同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第10号、与論町監査委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

----- ○ -----
○議長（高田豊繁君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第2回与論町議会臨時会を閉会します。

----- ○ -----
閉会 午前9時40分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 高田豊繁

与論町議会議員 南 有隆

与論町議会議員 喜山康三